

## (1) 方針概要

世界でコロナ感染が蔓延し、人が集い活動することが制限され、孤立、失業、貧困が広がる。

地球温暖化など気候危機は改善されず、また東日本大震災から10年経つても原発から自然エネルギーへの代替は進まず、一方で政府は2050年までにカーボンニュートラル（脱炭素社会）を宣言。

このような状況下で、一人ひとりの人権や意見反映や持続可能な地域づくりを目的にする労働者協同組合法が成立した。財団として法成立を受け、一層協同労働の推進、気候危機改善に向けた活動を推進したい。

法成立後、連日メディアが発信し、多くの市民・団体が協同労働に共感し、労働者協同組合づくりを地域から始める新しい法成立時代が幕を開けた。自主自立を基本としながら、協同労働の全国の仲間と支え合うネットワークや、補助や融資を担う財団の役割が事業の発展に向けて重要となる。

協同労働を掲げる団体による、温室効果ガス・CO<sub>2</sub>削減、防災をはじめとする地域の拠点整備、地域における就労創出、協同労働・ディーセントワークの推進を、財団の活動で支援する。

持続可能な財団に向けて、今年度は公益財団法人化を図り、協同労働に共感する地域・市民からの寄付の受け入れを広げてく。またこの間、山・畑を含めた土地や建物の提供が各地で始まり、循環型林業や農福連携、自分たちのお米作りや、民家を活用した地域の居場所づくりなど新しい試みに繋がる。この様な地域資源を財団で受けとめ、地域で協同労働を掲げて活動する人たちに提供し、循環・有効活用するしくみを作りたい。社会連帯機構や、各県で設立準備が進む、協同労働推進ネットワークとの連携は図り推進する。

協同労働は、自主自立を軸に自分たちで資金など集めることを基本とし、足りないところ（1/2以下）を財団として補助していく。また融資に向けての規定も作成する。

協同労働による、地域主体の新しい社会の公共財産（コモン）づくりを、財団を通して推進する。